

バーゼルⅢ ディスクロージャー誌2019

なお、本誌の内容は、下記の当行ホームページでもご覧いただけます。

【当行ホームページアドレス】<http://www.awabank.co.jp/>

発行/2019年 7月



〒770-8601 徳島市西船場町二丁目 24 番地の 1

TEL. 088-623-3131 (代表)

contents

自己資本の構成に関する開示事項

■自己資本の構成、自己資本比率	3
-----------------	---

定性的な開示事項

■連結の範囲に関する事項	7
■自己資本調達手段の概要	7
■自己資本の充実度に関する評価方法の概要	7
■信用リスクに関する事項	8
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	9
■派生商品取引等の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	9
■証券化エクスポージャーに関する事項	10
■マーケット・リスクに関する事項	11
■オペレーショナル・リスクに関する事項	11
■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項	12
■金利リスクに関する事項	12
■連結グループにおけるリスク管理について	14

定量的な開示事項

■その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を 下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	15
■自己資本の充実度に関する事項	15
■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券 化エクスポージャーを除く。）	28
■信用リスク削減手法に関する事項	37
■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	37
■証券化エクスポージャーに関する事項	39
■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	41
■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	42
■金利リスクに関する事項	43

報酬等に関する開示事項

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	44
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	46
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項	46
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	48
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	48

本誌「バーゼルⅢ ディスクロージャー誌2019」は自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年2月18日金融庁告示第7号）、及び報酬等に関する事項であって銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項（2012年3月29日金融庁告示第21号）に基づき、作成したディスクロージャー資料です。

掲載されている計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

自己資本の構成に関する開示事項

■自己資本の構成、自己資本比率

連結(国内基準)

(百万円)

項 目	2018年3月期		2019年3月期	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	191,514		201,576	
うち、資本金及び資本剰余金の額	39,685		43,522	
うち、利益剰余金の額	158,143		160,069	
うち、自己株式の額(△)	5,313		1,043	
うち、社外流出予定額(△)	1,000		971	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	976		387	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	976		387	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,980		4,176	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,980		4,176	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,125		1,782	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8,372		500	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	206,969		208,422	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,921	480	2,881	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,921	480	2,881	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	4	1	5	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
退職給付に係る資産の額	4,154	1,038	4,458	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	2	0	6	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,083		7,351	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	200,885		201,071	

自己資本の構成に関する開示事項

(百万円)

項 目	2018年3月期		2019年3月期	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,642,500		1,776,648	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,562		1,092	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	480			
うち、繰延税金資産	1			
うち、退職給付に係る資産	1,038			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	1,041		1,092	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(注1)	88,104		84,145	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,730,605		1,860,793	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.60%		10.80%	

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項

単体(国内基準)

(百万円)

項 目	2018年3月期		2019年3月期	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	187,256		192,935	
うち、資本金及び資本剰余金の額	39,685		39,685	
うち、利益剰余金の額	153,868		155,264	
うち、自己株式の額(△)	5,313		1,043	
うち、社外流出予定額(△)	984		971	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,605		3,713	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,605		3,713	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,125		1,782	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	192,986		198,431	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,872	468	2,844	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,872	468	2,844	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	2,936	734	3,680	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	2	0	6	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,811		6,531	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	188,175		191,900	

自己資本の構成に関する開示事項

(百万円)

項 目	2018年3月期		2019年3月期	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,612,361		1,756,231	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,240		1,089	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	468			
うち、繰延税金資産	—			
うち、前払年金費用	734			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	1,037		1,089	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(注1)	83,208		79,499	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,695,569		1,835,731	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.09%		10.45%	

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

定性的な開示事項

■連結の範囲に関する事項

1. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）第5条に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は5社であります。

名 称	主要な業務の内容
阿波銀ビジネスサービス株式会社	銀行事務代行業務
阿波銀コンサルティング株式会社	経営コンサルティング業務
阿波銀保証株式会社	信用保証業務
阿波銀カード株式会社	クレジットカード業務
阿波銀リース株式会社	リース業務

3. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

対象となる関連法人等はありません。

4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

対象となる会社はありません。

5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社5社において、債務超過はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

■自己資本調達手段の概要

【普通株式】

発行主体	株式会社阿波銀行
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注1)	
連結自己資本比率	42,478百万円
単体自己資本比率	38,641百万円

(注1)普通株式に係る資本金及び資本剰余金の額から、純資産の部に計上された自己株式の額を控除した額

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、次に掲げる項目を自己資本管理部署が適切な頻度でモニタリングすることにより、自己資本充実度の評価を実施しております。

(配賦資本に対するリスク量の状況)

コア資本を配賦原資として、市場リスク（預貸金部門、市場部門）、信用リスク（貸出金部門）に対して、市場環境等、さまざまなリスク要因により顕現化の可能性がある予想最大損失額等に基づき、リスクの種類と業務部門の特性に応じて半期毎に資本を配賦しております。月次でVaR（バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額）法によって保有リスクを計量化し、配賦資本の使用状況をモニタリングし、ALM委員会、取締役会に報告しております。

(ストレステストによる自己資本及び自己資本比率への影響)

市場リスクと信用リスクについてストレステストを実施し、配賦資本との対比結果等をALM委員会に報告しております。

■信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクであります。

(信用リスク管理の方針)

当行では、取締役会において「信用リスク管理方針」を定めるとともに「信用リスク管理規程」を制定し、各部門において適切にリスク管理を実行し、信用リスクを有する資産の健全性の維持・向上、及び最適なポートフォリオの構築に努めております。また、信用リスク管理手法の見直しを継続的に行い、その高度化を図っております。

融資業務については、行是「堅実経営」の下で培ってきた融資の基本スタンスや守るべき規範等を記した「融資審査の規範（クレジットポリシー）」を定め、その理解及び遵守を広く役職員に徹底しております。

(信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢)

当行では、資産の健全性を維持・向上させるため、信用リスク管理部門は従来から一貫して営業推進部門等からの独立性を確保し、適切な審査・管理を行う態勢としております。また、リスク統括部門が、信用格付・自己査定を検証、与信ポートフォリオ管理等により、営業店や本部審査部門に対して牽制機能を発揮するとともに、信用格付・自己査定制度の一層の充実に取組んでおります。さらに監査部では、監査部署として信用リスク管理に係る各部門の業務の監査を行っております。

個社別の信用リスク管理としては、財務分析システムを利用した企業分析などにより、定期的にお取引先の実態把握を行っております。与信残高等が一定の基準に該当するお取引先については、その実態把握に基づいて信用力を統一的な尺度で客観的に評価する「信用格付」を実施しており、その信用格付を年1回以上見直すとともに自己査定を行い、貸出資産劣化の防止に努めております。

自己査定制度とは、お客さまの預金などが、どの程度安全確実な資産に見合っているかを判定する制度であります。当行では、行内ルールにより、貸出金などの資産内容を個別に検討し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、この自己査定結果に基づいた適正な償却・引当を実施することにより、当行のすべての資産における健全性を堅持しております。

個別貸出案件の審査にあたっては、信用格付を基礎とするとともに、担保価値に過度に依存することなく、業種の特性や技術力、成長性、キャッシュフローによる債務償還能力などを総合的に勘案し、経営実態を踏まえて判断しております。

与信ポートフォリオ管理については、特定の地域や業種又は特定のグループに対する与信集中の状況などを定期的に把握し、また、全国地方銀行協会の「信用リスク情報統合システム（CRITS）」等を使って、信用リスクデータ蓄積や信用リスク量の算出を行うことなどにより、信用リスクをコントロールするとともに、収益確保に努めております。信用リスク量は、当行信用格付の格付区分ごとのデフォルト率を推計し、モンテカルロシミュレーション（計測期間1年、信頼水準99%）を行い算出しております。

以上の信用リスク管理に関する重要な事項については、定期的及び適宜適切に、ALM委員会及び取締役会に報告し、協議する態勢となっております。

(貸倒引当金の計上基準について)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

定性的な開示事項

す。

なお、当行は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定において、当行が使用する適格格付機関として、金融庁長官が定める適格格付機関のなかから、内部管理との整合性を考慮し、下記の4社を採用しております。複数の適格格付機関を使用することによって、特定の格付機関に偏らず、リスク・ウェイト判定の客観性を確保できるものと考えております。

株式会社 格付投資情報センター
株式会社 日本格付研究所
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
S & P グローバル・レーティング

(2) エクスポートの種類のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

証券化を除くすべての種類のエクスポートに対し、当行が使用する適格格付機関は同一であります。

3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行は、内部格付手法を適用しておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

「信用リスク削減手法」とは、銀行等が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と自行預金の相殺、及びクレジット・デリバティブ等が該当しております。

(リスク管理の方針及び手続の概要)

当行では、担保についての適格性・設定手続・評価等、また保証についての保証債務履行能力・保証意思の確認等に関して、内部で定めた規程等に従い、信用リスク削減手法に係る厳正な管理・運用を行っております。

融資実務においては、担保の種類として、預金担保（当行預金のみ）、不動産担保、有価証券担保等を取扱っております。

自己資本比率の算定にあたっては、信用リスク削減手法のなかで、自己資本比率告示により、標準的手法について適格と認められたものを、自己資本比率告示の定める要件に従い厳正に適用しております。

適格金融資産担保については、自己資本比率告示の定める「包括的手法」を採用しており、自行預金、日本国政府が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保の対象としております。担保の評価は行内ルールに基づき定期的に行っており、その評価額に基づいて、自己資本比率告示に従った信用リスク削減手法の計算を行っております。

保証については、日本国政府、わが国の地方公共団体・政府関係機関等、及び自己資本比率告示で適格な格付を付与された主体（制度商品の保証会社）によるものを、自己資本比率算定における信用リスク削減手法として採用しております。適格格付機関の格付が要件となっている保証人については、その格付により信用度の評価を行い、自己資本比率告示に従った信用リスク削減手法の計算を行っております。

「貸出金と自行預金の相殺」も、自己資本比率の算定において信用リスク削減手法として取扱っておりますが、「自行預金」としては、円建ての定期性預金で担保登録のないもののみを対象とし、システム上で、貸出金・自行預金の期日の管理及び相殺額の計算を厳正に行っております。

なお、信用リスク削減手法について、特定の種類・特定の保証人等に偏ることのないよう分散を図っており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクについて、特に問題となる集中はありません。

■派生商品取引等の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行の派生商品取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オン・バランス取引と合算シオン・オフ一体で管理しております。

対顧客派生商品取引は、リスクヘッジ等の顧客ニーズに対応した取引であり、顧客の信用力等に応じてリスクを管理しております。また、対市場派生商品取引については、相手先毎の信用力に応じたクレジットラインを設定することで管理しており、毎

年及び必要に応じ見直しを行っております。

派生商品取引にかかる保全および引当金の計算は個別には行っておらず、総与信のなかで管理しております。

対市場派生商品取引については、一部の金融機関とC S A (Credit Support Annex) 契約を締結しており、取引相手方への担保提供が必要となる場合も想定されますが、その影響は限定的であると認識しております。

なお、当行では、現在、長期決済期間取引に該当する取扱はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(取引の内容)

当行では、2019年3月期において、投資家としてのみ証券化取引に関与しており、オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者、及び流動性の提供者等としては、証券化取引に関与しておりません。

(取引に対する取組方針)

当行では、オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者、及び流動性の提供者等として証券化取引を行う予定はありません。

投資家としては、資産の効率運用やリスク分散投資の観点から、今後も、リスク管理態勢の充実に図りつつ、商品のリスク特性等の情報を十分に把握し評価したうえで、信用度の高い資産に投資していく方針であります。再証券化取引については、より慎重に検討し、リスクが小さいものに限定して投資していく方針です。

(取引に係るリスクの内容)

投資家として保有する証券化エクスポージャーに関連し、信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

保有する証券化エクスポージャーの裏付資産である債権のデフォルト率及びプリペイメント率の変化により証券化エクスポージャーの時価が変動する等のリスクを有しております。

2. 証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性に係る情報等を把握するための体制の整備及びその運用状況の概要

投資家として、投資適格等級のなかでも上位のものについて、各種資料の入手により商品の概要、証券化の構造、関係者に関する情報、裏付資産に係る情報等を把握し、リスクを分析し、厳選して投資を行っております。

また、投資後も継続して、外部格付、未償還残高、及び裏付資産の債権残高・デフォルト率・プリペイメント率の変化等を把握するとともに、他の市場性投資資産に準じて月次でVaRを算出し、ALM委員会に報告しております。

再証券化取引の裏付資産となっている証券化取引についても、リスク特性やパフォーマンスに係る情報を適時に把握する体制としております。

3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、対象となる取引の取扱はありません。

4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「外部格付準拠方式」を使用しております。

5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行は、マーケット・リスク相当額を算入しておりません。

6. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行では、対象となる取引の取扱はありません。

定性的な開示事項

7. 当行の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当行の子法人等及び関連法人等では、対象となる取引の取扱はありません。

8. 証券化取引に関する会計方針

当行では、投資家としての証券化取引について、一般的に認められる会計基準に従って会計処理を行っております。

9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、下記の5社を採用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター
株式会社 日本格付研究所
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク
S & P グローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド

10. 内部評価方式の概要

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に「内部評価方式」は使用しておりません。

11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

当行では、証券化エクスポージャーに関して、定量的な情報に重要な変更は生じておりません。

■マーケット・リスクに関する事項

当行は、マーケット・リスク相当額を算入しておりません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーショナル・リスク管理態勢)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、法的リスク、風評リスク等について管理しております。

各オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、各リスク管理・業務部門が専門的な立場からそれぞれの潜在リスクを特定・評価するほか、リスク顕在化情報の収集を図り、その要因等を分析し、再発防止策を実施、またリスク管理統括部門は各リスク管理・業務部門からリスク情報の収集結果や分析・再発防止策の報告を受け、リスク管理の有効性を検証するなか、管理態勢の整備・見直しを図っております。

(オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク発生の未然防止及び発生時の影響の極小化に努めております。

具体的には、各リスク管理規程に基づいた適切な管理を行うなか、オペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御・回避を行っているほか、啓蒙・教育活動を通じて役職員のリスク感度を高め、オペレーショナル・リスク管理を重視する組織風土の醸成を図っております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、「粗利益配分手法」を使用しております。

■出資（注）その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

金融技術の革新等により、金融業務に付随するリスクは拡大・多様化しており、当行では経営の健全性・安定性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、管理態勢の充実・強化に取り組んでおります。

株式や金利リスク等の市場リスクについては、経営体力の範囲内で適正な市場リスクをとり、収益の安定的向上を図るため、当行の有する市場リスクを的確に把握するとともに、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールを実施することを管理方針とし、統合リスク管理・ALM管理の充実に努め、市場リスクの最適化を図っております。

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎にALM委員会において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクカテゴリー・業務部門毎に資本配賦を実施し、リスク限度額を決定、その限度額を遵守しながら収益の向上に努めております。特に市場部門では市場動向に対し、より機動的な対応が可能となるよう、実現損益と評価損益増減の合計である総合損益ベースのアラームポイントを設定しております。

また、業務運営計画において先行きの金利や株式等の見通しと、相場変動リスク等を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討した上で、有価証券等の投資基準額を設定し、月次毎のALM委員会にて検証を行う等、より厳格な管理を行っております。

市場関連のリスク量についてはVaRにより信頼水準99%、保有期間60日を前提に計測しておりますが、政策投資株式については処分決定に要する期間等を勘案し保有期間を120日とし、より保守的に計測しております。

さらに、四半期毎には、VaRでは計測しきれない極めて大きい市場変動を想定したストレステストも実施し、非常事態における対応力も確認しております。

2. その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針

その他有価証券のうち株式等は、その保有目的に応じて純投資株式と政策投資株式に区分しており、子会社・関連会社株式については政策投資株式に含めて管理しております。

3. 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

株式等の評価については、子会社・関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式は決算月1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

（注）銀行法施行令（1982年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資

■金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

（リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明）

銀行勘定の金利リスクとは、市場金利の変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

なお、連結の金利リスクは、重要性の観点より、銀行単体の金利リスクと等しいものとみなしております。

（リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明）

当行では、株式や金利リスク等の市場リスクについては、経営体力の範囲内で適正な市場リスクをとり、収益の安定的向上を図るため、当行の有する市場リスクを的確に把握するとともに、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールを実施することを管理方針とし、統合リスク管理・ALM管理の充実に努め、市場リスクの最適化を図っております。

また、市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎にALM委員会において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクカテゴリー・業務部門毎に資本配賦を実施し、リスク限度額を決定、その限度額を遵守しながら収益の向上に努めております。特に市場部門では市場動向に対し、より機動的な対応が可能となるよう、実現損益と評価損益増減の合計である総合損益ベースのアラームポイントを設定しております。

定性的な開示事項

(金利リスク計測の頻度)

有価証券の金利リスクについては週次ベースで、貸出金や預金を含む銀行勘定全体の金利リスクについては月次ベースで計測しております。

(ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明)

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号2002年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

2. 金利リスクの算定手法の概要

(開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ (注)並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項)

- ・ 円貨流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
3.539年
- ・ 円貨流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年
- ・ 円貨流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
円貨流動性預金については、預金内部モデルにより将来の預金残高を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、金利局面 (金利低下局面、金利上昇局面) に応じた流動性預金残高推移の特性や市場金利に対する預金金利の追随率を考慮しております。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
過去の実績データに基づき金融庁が定める保守的な前提を反映し適切に考慮しております。
- ・ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨間の相関は考慮せずにそれぞれ各シナリオ別の $\Delta E V E$ を算出し、 $\Delta E V E$ がマイナスになる値を合算しております。
- ・ スプレッドに関する前提
割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
 $\Delta E V E$ の算定にあたっては、内部モデルを用いて推計したコア預金を考慮しております。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
開示初年度であり記載事項はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の $\Delta E V E$ は、コア資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。

(注) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。

(銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項)

- ・ 金利ショックに関する説明
当行では、内部管理上VaR法にて金利リスク量を算定しておりますが、VaR法以外にも月次にギャップ分析、BPV (ベーク・ポイント・バリュー: 金利が0.01%変化した時の時価損益変化) 法、四半期毎にストレステストを実施する等、きめ細かなリスク管理を実施しております。
- ・ 金利リスク計測の前提及びその意味
内部管理上の金利リスク量 (VaR) の算定にあたっては、分散共分散法 (保有期間60営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日) を採用しております。

■連結グループにおけるリスク管理について

連結グループにおけるリスク管理については、各連結子会社が銀行のリスク管理手法に準じて実施しておりますが、連結子会社の抱えるリスクが銀行単体に比し軽微であることから、リスク資本の配賦は実施しておらず、またリスク量の計測及び自己資本との対比による評価についても半期に一度の実施としております。

定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示（以下、「告示」という。）第29条第6項1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

対象となる会社はありません。

■自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオに対する所要自己資本の額

2018年3月期 連結オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	225	9
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	297	11
7. 国際開発銀行向け	0～100	2	0
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	980	39
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	6,623	264
10. 地方三公社向け	20	1	0
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	27,868	1,114
12. 法人等向け	20～100	677,022	27,080
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	278,606	11,144
14. 抵当権付住宅ローン	35	38,882	1,555
15. 不動産取得等事業向け	100	249,760	9,990
16. 三月以上延滞等	50～150	5,868	234
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	7,255	290
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—
20. 出資等	100～1250	121,878	4,875
（うち出資等のエクスポージャー）	100	121,878	4,875
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—
21. 上記以外	100～250	166,128	6,645
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	10,784	431
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	33,313	1,332
（うちその他のエクスポージャー）	100	122,029	4,881
22. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	2,562	102
24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—
合 計	—	1,583,964	63,358

- (注) 1. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、原債務者の「項目」として記載しております。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
2. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社であります。
3. 「16. 三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
4. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーであります。
5. 「21. 上記以外」の「(うちその他のエクスポージャー)」とは、告示第77条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%とするエクスポージャーであります。
6. 「23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、告示の附則(2013年金融庁告示第6号(以下、「自己資本比率改正告示附則」という。))第5条第1項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び自己資本比率改正告示附則第8条第2項により調整項目の額に算入されなかった部分について、旧告示の規定に従いリスク・アセットの額に算入された額の合計額であります。
7. 「24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額(減算された額)であります。
8. ファンドについてはレックスルーを実施し、各項目ごとに区分しております。

定量的な開示事項

2019年3月期 連結オン・バランス

(百万円)

項目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	4,438	177
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0～100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	714	28
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	7,010	280
10. 地方三公社向け	20	175	7
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	25,888	1,035
12. 法人等向け	20～100	718,476	28,739
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	287,408	11,496
14. 抵当権付住宅ローン	35	37,631	1,505
15. 不動産取得等事業向け	100	261,413	10,456
16. 三月以上延滞等	50～150	5,234	209
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	7,710	308
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—
20. 出資等	100～1250	68,647	2,745
（うち出資等のエクスポージャー）	100	68,647	2,745
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—
21. 上記以外	100～250	202,039	8,081
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	46,538	1,861
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	250	33,284	1,331
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係 る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャ ー）	250	—	—
（うちその他のエクスポージャー）	100	122,216	4,888
22. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	—	1,092	43
23. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されなかったものの額	—	—	—
合計	—	1,627,882	65,115

(注) 2019年3月期は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

2018年3月期 連結オフ・バランス

(百万円)

項目	掛目(%)	信用リスク・アセットの額 (信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	294	11
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	88	3
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,178	47
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	8,264	330
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,188	207
(うち借入金の保証)	100	2,292	91
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	5,584	223
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	32,840	1,313
12. 派生商品取引	—	1,964	78
カレント・エクスポージャー方式	—	1,964	78
派生商品取引	—	1,964	78
外為関連取引	—	1,827	73
金利関連取引	—	136	5
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	55,404	2,216

(注) 1. 掛目欄、<>は内部格付手法適用時のリスク・ウェイト。
2. ファンドについてはルックスルーを実施し、各項目ごとに区分しております。

定量的な開示事項

2019年3月期 連結オフ・バランス

(百万円)

項 目	掛目 (%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	199	7
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	74	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,121	44
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	12,878	515
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	4,778	191
(うち借入金の保証)	100	2,340	93
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	13,320	532
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	36,316	1,452
12. 派生商品取引	—	4,504	180
カレント・エクスポージャー方式	—	4,504	180
派生商品取引	—	4,504	180
外為関連取引	—	4,374	174
金利関連取引	—	130	5
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
S A — C C A	—	—	—
派生商品取引	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—
合 計	—	73,195	2,927

定量的な開示事項

(注) 2019年3月期は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

2018年3月期 単体オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	225	9
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	297	11
7. 国際開発銀行向け	0～100	2	0
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	980	39
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	6,623	264
10. 地方三公社向け	20	1	0
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	27,867	1,114
12. 法人等向け	20～100	688,866	27,554
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	275,689	11,027
14. 抵当権付住宅ローン	35	38,989	1,559
15. 不動産取得等事業向け	100	249,760	9,990
16. 三月以上延滞等	50～150	6,300	252
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	7,255	290
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—
20. 出資等	100～1250	121,086	4,843
(うち出資等のエクスポージャー)	100	121,086	4,843
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—
21. 上記以外	100～250	127,638	5,105
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通 株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250	10,784	431
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエ クスポージャー)	250	32,333	1,293
(うちその他のエクスポージャー)	100	84,520	3,380
22. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	2,240	89
24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額	—	—	—
合 計	—	1,553,825	62,153

- (注) 1. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、原債務者の「項目」として記載しております。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
2. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、パーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社であります。
3. 「16. 三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。

定量的な開示事項

4. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーであります。
5. 「21. 上記以外」の「(うちその他のエクスポージャー)」とは、告示第77条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%とするエクスポージャーであります。
6. 「23. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第5条第1項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び附則第8条第2項により調整項目の額に算入されなかった部分について、旧告示の規定に従いリスク・アセットの額に算入された額の合計額であります。
7. 「24. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額(減算された額)であります。
8. ファンドについてはルックスルーを実施し、各項目ごとに区分しております。

2019年3月期 単体オン・バランス

(百万円)

項目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	4,438	177
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0～100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	714	28
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	7,010	280
10. 地方三公社向け	20	175	7
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	25,887	1,035
12. 法人等向け	20～100	728,241	29,129
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	284,300	11,372
14. 抵当権付住宅ローン	35	37,740	1,509
15. 不動産取得等事業向け	100	261,413	10,456
16. 三月以上延滞等	50～150	5,533	221
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	7,710	308
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—
20. 出資等	100～1250	80,738	3,229
（うち出資等のエクスポージャー）	100	80,738	3,229
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—
21. 上記以外	100～250	162,476	6,499
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	46,538	1,861
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー）	250	32,047	1,281
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係 る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポー ジャー）	250	—	—
（うちその他のエクスポージャー）	100	83,890	3,355
22. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	—	1,089	43
23. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されなかったものの額	—	—	—
合計	—	1,607,470	64,298

(注) 2019年3月期は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

定量的な開示事項

2018年3月期 単体オフ・バランス

(百万円)

項 目	掛目 (%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	294	11
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	88	3
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,178	47
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	8,264	330
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,188	207
(うち借入金の保証)	100	2,292	91
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	5,584	223
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	32,840	1,313
12. 派生商品取引	—	1,964	78
カレント・エクスポージャー方式	—	1,964	78
派生商品取引	—	1,964	78
外為関連取引	—	1,827	73
金利関連取引	—	136	5
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合 計	—	55,404	2,216

(注) 1. 掛目欄、<>は内部格付手法適用時のリスク・ウェイト。

2. ファンドについてはリスクスルーを実施し、各項目ごとに区分しております。

2019年3月期 単体オフ・バランス

(百万円)

項 目	掛目 (%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	199	7
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	74	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,121	44
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	12,878	515
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	4,778	191
(うち借入金の保証)	100	2,340	93
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	13,320	532
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	36,316	1,452
12. 派生商品取引	—	4,504	180
カレント・エクスポージャー方式	—	4,504	180
派生商品取引	—	4,504	180
外為関連取引	—	4,374	174
金利関連取引	—	130	5
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
S A — C C A	—	—	—
派生商品取引	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—
合 計	—	73,195	2,927

定量的な開示事項

(注) 2019年3月期は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

(2) 証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の額

連結オン・バランス

(百万円)

項目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2018年3月期		2019年3月期	
		信用リスク・アセット の額(信用リスク 削減効果適用後)	所要自己資本の 額(信用リスク・ア セットの額×4%)	信用リスク・アセット の額(信用リスク 削減効果適用後)	所要自己資本の 額(信用リスク・ア セットの額×4%)
証券化(オリジネーターの場合)	20~1250	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	20~1250	134	5	109	4
合計	—	134	5	109	4

単体オン・バランス

(百万円)

項目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2018年3月期		2019年3月期	
		信用リスク・アセット の額(信用リスク 削減効果適用後)	所要自己資本の 額(信用リスク・ア セットの額×4%)	信用リスク・アセット の額(信用リスク 削減効果適用後)	所要自己資本の 額(信用リスク・ア セットの額×4%)
証券化(オリジネーターの場合)	20~1250	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	20~1250	134	5	109	4
合計	—	134	5	109	4

(3) CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーに関する所要自己資本の額

連結

(百万円)

項目	2018年3月期		2019年3月期	
	信用リスク・アセットの額 (信用リスク削減効果適 用後)	所要自己資本の額(信用リ スク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額 (信用リスク削減効果適 用後)	所要自己資本の額(信用リ スク・アセットの額×4%)
CVAリスク相当額	2,945	117	6,757	270
中央清算機関関連 エクスポージャー	51	2	15	0

単体

(百万円)

項目	2018年3月期		2019年3月期	
	信用リスク・アセットの額 (信用リスク削減効果適 用後)	所要自己資本の額(信用リ スク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額 (信用リスク削減効果適 用後)	所要自己資本の額(信用リ スク・アセットの額×4%)
CVAリスク相当額	2,945	117	6,757	270
中央清算機関関連 エクスポージャー	51	2	15	0

(注) CVAリスク相当額は、簡便的リスク測定方式により算出しております。

定量的な開示事項

2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

連結

(百万円)

計算方式	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2018年3月期		2019年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. ルックスルー方式	—			68,688	2,747
2. マンデート方式	—			—	—
3. 蓋然性方式(250%)	250			—	—
4. 蓋然性方式(400%)	400			—	—
5. フォールバック方式	1250			—	—
合 計	—			68,688	2,747

- (注) 1. 「ルックスルー方式」とは、告示第76条の五第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことであり、
2. 「マンデート方式」とは、告示第76条の五第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことであり、
3. 「蓋然性方式(250%)」とは、告示第76条の五第9項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことであり、
4. 「蓋然性方式(400%)」とは、告示第76条の五第9項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことであり、
5. 「フォールバック方式」とは、告示第76条の五第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーのことであり、
6. 本表は告示の改正により2019年3月期から開示しております。

単体

(百万円)

計算方式	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2018年3月期		2019年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. ルックスルー方式	—			68,682	2,747
2. マンデート方式	—			—	—
3. 蓋然性方式(250%)	250			—	—
4. 蓋然性方式(400%)	400			—	—
5. フォールバック方式	1250			—	—
合 計	—			68,682	2,747

3. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	3,524	3,328	3,365	3,179
うち基礎的手法	—	—	—	—
うち粗利益配分手法	3,524	3,328	3,365	3,179
うち先進的計測手法	—	—	—	—

定量的な開示事項

4. 総所要自己資本額

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
総所要自己資本額	69,224	67,822	74,431	73,429

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（信用リスク削減効果勘案前、地域別・業種別・残存期間別）

2018年3月期 連結

(百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
国内計	3,264,539	2,189,818	894,936	174,518	5,266	9,744
国外計	76,780	4,603	71,576	600	—	—
地域別合計	3,341,319	2,194,422	966,512	175,118	5,266	9,744
製造業	320,226	264,936	48,146	6,989	154	1,362
農業、林業	10,602	10,010	2	589	—	87
漁業	1,753	1,741	—	11	—	7
鉱業、採石業、砂利採取業	1,142	1,056	86	—	—	—
建設業	75,720	70,788	4,389	541	—	837
電気・ガス・熱供給・水道業	38,352	34,860	2,002	1,482	6	—
情報通信業	15,677	11,505	4,146	25	—	39
運輸業、郵便業	115,649	82,273	32,682	692	0	375
卸売業、小売業	269,696	256,128	11,804	1,480	283	2,052
金融業、保険業	584,324	250,192	175,157	154,433	4,541	—
不動産業、物品賃貸業	287,225	283,534	2,628	1,045	17	2,016
各種サービス業	428,260	293,052	127,867	7,079	262	1,351
国・地方公共団体	694,843	208,202	486,022	617	—	—
個人	297,457	297,329	—	128	—	1,145
その他	200,387	128,810	71,576	—	—	467
業種別計	3,341,319	2,194,422	966,512	175,118	5,266	9,744
1年以下	685,105	484,958	72,056	124,649	3,441	5,857
1年超3年以下	347,418	127,272	215,106	3,973	1,064	732
3年超5年以下	407,134	251,372	154,453	1,013	295	550
5年超7年以下	308,947	172,993	100,464	35,487	1	207
7年超10年以下	352,635	239,754	112,231	649	—	575
10年超	924,243	789,507	128,476	5,796	462	921
期間の定めのないもの	315,834	128,563	183,722	3,549	—	898
残存期間別合計	3,341,319	2,194,422	966,512	175,118	5,266	9,744

- (注) 1. 「残存期間」は、各エクスポージャーの最終弁済日により算出しております。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーを除いております。
 3. 阿波銀リース㈱におけるリース資産、延払債権の業種はすべて「その他」に計上しております。
 4. 阿波銀リース㈱におけるリース資産、延払債権及び阿波銀カード㈱における会員未収金、営業貸付金等の債権の残存

定量的な開示事項

期間はすべて「期間の定めのないもの」に計上しております。

5. 期末残高と期中平均残高のリスク・ポジションは大きく乖離していないため、期末残高のみ記載しております。

2019年3月期 連結

(百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
国内計	3,240,375	2,235,781	765,653	229,002	9,937	8,154
国外計	101,198	24,011	76,336	850	—	—
地域別合計	3,341,573	2,259,792	841,990	229,852	9,937	8,154
製造業	324,173	268,456	47,873	7,773	69	1,110
農業、林業	11,521	10,818	2	700	—	78
漁業	1,831	1,820	—	11	—	19
鉱業、採石業、砂利採取業	1,068	989	79	—	—	—
建設業	78,577	73,238	4,837	501	—	409
電気・ガス・熱供給・水道業	50,919	42,334	2,002	4,129	2,453	—
情報通信業	17,913	12,063	5,661	188	—	23
運輸業、郵便業	129,471	99,780	29,261	418	10	162
卸売業、小売業	271,611	256,558	13,225	1,676	150	1,715
金融業、保険業	641,891	272,112	167,750	195,252	6,776	2
不動産業、物品賃貸業	290,921	286,949	2,911	1,053	7	1,724
各種サービス業	330,859	298,147	14,816	17,425	469	1,200
国・地方公共団体	667,620	189,803	477,232	585	—	—
個人	309,852	309,716	—	136	—	1,088
その他	213,340	137,003	76,336	—	—	619
業種別計	3,341,573	2,259,792	841,990	229,852	9,937	8,154
1年以下	717,297	495,995	80,693	137,998	2,610	4,699
1年超3年以下	366,541	155,060	205,635	4,551	1,293	626
3年超5年以下	384,213	243,974	138,329	1,181	727	405
5年超7年以下	322,702	174,266	84,328	63,353	754	252
7年超10年以下	378,423	274,208	102,639	595	980	349
10年超	954,558	780,744	161,684	8,557	3,571	796
期間の定めのないもの	217,835	135,542	68,678	13,614	—	1,024
残存期間別合計	3,341,573	2,259,792	841,990	229,852	9,937	8,154

(注) 2019年3月期は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除いて区分しております。

2018年3月期 単体

(百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
国内計	3,231,732	2,157,809	894,138	174,518	5,266	8,918
国外計	76,780	4,603	71,576	600	—	—
地域別合計	3,308,513	2,162,413	965,715	175,118	5,266	8,918
製造業	317,033	264,917	44,972	6,989	154	1,346
農業、林業	10,602	10,010	2	589	—	87
漁業	1,748	1,736	—	11	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業	1,142	1,056	86	—	—	—
建設業	75,712	70,781	4,389	541	—	830
電気・ガス・熱供給・水道業	38,352	34,860	2,002	1,482	6	—
情報通信業	15,627	11,505	4,097	25	—	39
運輸業、郵便業	115,649	82,273	32,682	692	0	375
卸売業、小売業	269,668	256,109	11,794	1,480	283	2,034
金融業、保険業	586,046	251,377	175,694	154,433	4,541	—
不動産業、物品賃貸業	299,340	294,176	4,100	1,045	17	2,001
各種サービス業	428,659	293,025	128,292	7,079	262	1,324
国・地方公共団体	694,843	208,202	486,022	617	—	—
個人	297,188	297,060	—	128	—	876
その他	156,897	85,320	71,576	—	—	—
業種別計	3,308,513	2,162,413	965,715	175,118	5,266	8,918
1年以下	686,996	486,848	72,056	124,649	3,441	5,857
1年超3年以下	351,346	131,200	215,106	3,973	1,064	732
3年超5年以下	413,155	257,393	154,453	1,013	295	550
5年超7年以下	308,947	172,993	100,464	35,487	1	207
7年超10年以下	352,635	239,754	112,231	649	—	575
10年超	924,243	789,507	128,476	5,796	462	921
期間の定めのないもの	271,188	84,714	182,925	3,549	—	72
残存期間別合計	3,308,513	2,162,413	965,715	175,118	5,266	8,918

- (注) 1. 「残存期間」は、各エクスポージャーの最終弁済日により算出しております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーを除いております。
3. 期末残高と期中平均残高のリスク・ポジションは大きく乖離していないため、期末残高のみ記載しております。

定量的な開示事項

2019年3月期 単体

(百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
国内計	3,217,932	2,201,246	777,744	229,002	9,937	7,241
国外計	101,198	24,011	76,336	850	—	—
地域別合計	3,319,130	2,225,258	854,081	229,852	9,937	7,241
製造業	323,400	268,454	47,102	7,773	69	1,108
農業、林業	11,521	10,818	2	700	—	78
漁業	1,821	1,810	—	11	—	9
鉱業、採石業、砂利採取業	1,068	989	79	—	—	—
建設業	78,577	73,238	4,837	501	—	409
電気・ガス・熱供給・水道業	50,919	42,334	2,002	4,129	2,453	—
情報通信業	17,913	12,063	5,661	188	—	23
運輸業、郵便業	129,471	99,780	29,261	418	10	162
卸売業、小売業	271,597	256,544	13,225	1,676	150	1,701
金融業、保険業	643,652	273,157	168,466	195,252	6,776	2
不動産業、物品賃貸業	310,329	295,662	13,606	1,053	7	1,723
各種サービス業	332,273	298,111	16,267	17,425	469	1,164
国・地方公共団体	667,620	189,803	477,232	585	—	—
個人	309,622	309,485	—	136	—	858
その他	169,340	93,003	76,336	—	—	—
業種別計	3,319,130	2,225,258	854,081	229,852	9,937	7,241
1年以下	718,633	497,331	80,693	137,998	2,610	4,699
1年超3年以下	370,117	158,637	205,635	4,551	1,293	626
3年超5年以下	389,060	248,821	138,329	1,181	727	405
5年超7年以下	322,702	174,266	84,328	63,353	754	252
7年超10年以下	378,423	274,208	102,639	595	980	349
10年超	954,558	780,744	161,684	8,557	3,571	796
期間の定めのないもの	185,632	91,248	80,769	13,614	—	111
残存期間別合計	3,319,130	2,225,258	854,081	229,852	9,937	7,241

(注) 2019年3月期は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除いて区分しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連結

(百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	5,175	△ 1,195	3,980	3,980	195	4,176
個別貸倒引当金	12,117	21	12,138	12,138	951	13,089
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	17,292	△ 1,174	16,118	16,118	1,147	17,265

単体

(百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	4,698	△ 1,093	3,605	3,605	108	3,713
個別貸倒引当金	9,922	59	9,982	9,982	905	10,887
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	14,621	△ 1,034	13,587	13,587	1,014	14,601

定量的な開示事項

3. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連結

(百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	12,117	21	12,138	12,138	951	13,089
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	12,117	21	12,138	12,138	951	13,089
製造業	2,133	△ 424	1,709	1,709	222	1,931
農業、林業	83	△ 11	72	72	28	101
漁業	14	△ 2	12	12	2	14
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,450	△ 106	1,344	1,344	△ 149	1,194
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	—	—	—	18	18
情報通信業	176	△ 0	175	175	△ 4	170
運輸業、郵便業	500	6	506	506	△ 32	474
卸売業・小売業	2,481	490	2,972	2,972	△ 441	2,530
金融業・保険業	9	△ 5	4	4	85	89
不動産業、物品 賃貸業	994	△ 173	821	821	168	989
各種サービス業	2,161	204	2,366	2,366	1,010	3,377
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	1,745	△ 148	1,597	1,597	△ 67	1,529
その他	364	191	556	556	109	666
業種別計	12,117	21	12,138	12,138	951	13,089

単体

(百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	9,922	59	9,982	9,982	905	10,887
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	9,922	59	9,982	9,982	905	10,887
製造業	2,054	△ 413	1,641	1,641	240	1,881
農業、林業	63	△ 11	52	52	29	81
漁業	1	0	2	2	△ 2	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,364	△ 110	1,253	1,253	△ 140	1,113
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	—	—	—	18	18
情報通信業	169	6	175	175	△ 4	170
運輸業、郵便業	498	7	506	506	△ 32	474
卸売業・小売業	2,385	502	2,887	2,887	△ 447	2,439
金融業・保険業	4	△ 4	—	—	86	86
不動産業、物品 賃貸業	873	△ 146	726	726	183	909
各種サービス業	1,942	282	2,225	2,225	1,015	3,240
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	460	△ 51	408	408	△ 13	395
その他	102	△ 0	102	102	△ 25	76
業種別計	9,922	59	9,982	9,982	905	10,887

4. 部分直接償却実施額の地域別、業種別内訳

連結

(百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	21,047	△ 1,057	19,990	19,990	△ 425	19,564
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	21,047	△ 1,057	19,990	19,990	△ 425	19,564
製造業	3,811	△ 231	3,579	3,579	△ 592	2,986
農業、林業	82	36	119	119	△ 56	62
漁業	15	△ 5	10	10	—	10
鉱業、採石業、 砂利採取業	509	△ 509	—	—	—	—
建設業	3,401	△ 347	3,054	3,054	6	3,060
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	223	230	230	16	247
運輸業、郵便業	2,448	△ 153	2,294	2,294	170	2,464
卸売業・小売業	3,801	△ 72	3,728	3,728	133	3,862
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品 賃貸業	4,522	△ 71	4,450	4,450	△ 212	4,238
各種サービス業	2,170	45	2,216	2,216	85	2,301
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	277	28	305	305	24	330
その他	—	—	—	—	—	—
業種別計	21,047	△ 1,057	19,990	19,990	△ 425	19,564

単体

(百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	21,047	△ 1,057	19,990	19,990	△ 425	19,564
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	21,047	△ 1,057	19,990	19,990	△ 425	19,564
製造業	3,811	△ 231	3,579	3,579	△ 592	2,986
農業、林業	82	36	119	119	△ 56	62
漁業	15	△ 5	10	10	—	10
鉱業、採石業、 砂利採取業	509	△ 509	—	—	—	—
建設業	3,401	△ 347	3,054	3,054	6	3,060
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	223	230	230	16	247
運輸業、郵便業	2,448	△ 153	2,294	2,294	170	2,464
卸売業・小売業	3,801	△ 72	3,728	3,728	133	3,862
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品 賃貸業	4,522	△ 71	4,450	4,450	△ 212	4,238
各種サービス業	2,170	45	2,216	2,216	85	2,301
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	277	28	305	305	24	330
その他	—	—	—	—	—	—
業種別計	21,047	△ 1,057	19,990	19,990	△ 425	19,564

定量的な開示事項

5. 業種別貸出金償却の額

(百万円)

業 種	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
製造業	2	2	0	0
農業、林業	0	0	0	0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	0	0	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	1	0	0
卸売業・小売業	2	2	2	2
金融業・保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0
各種サービス業	1	1	6	6
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	5	0	5	0
その他	—	—	—	—
業種別計	12	8	17	12

6. リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

2018年3月期

(百万円)

	連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	60,024	1,017,581	60,024	1,017,579
2%	—	774	—	774
4%	—	—	—	—
10%	—	134,887	—	134,887
20%	195,481	32,919	195,481	32,914
35%	—	111,094	—	111,397
50%	89,251	7,400	89,251	7,175
75%	—	365,409	—	366,121
100%	8,030	1,110,212	8,030	1,080,270
150%	—	1,511	—	1,687
250%	—	14,907	—	14,513
1250%	—	—	—	—
その他	1,004	118,475	1,004	117,200
合 計	353,792	2,915,172	353,792	2,884,521

- (注) 1. 格付有無は、元のエクスポージャー又は債務者の格付の有無で分類しておりますが、「格付有り」には、ソブリン格付を参照したのものも含んでおります。
2. 上記にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャーは「格付無し」に分類しております。
3. その他は、ファンド等について記載しております。
4. リスク・ウェイトの区分「1250%」の額は、旧告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(旧告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されたエクスポージャーの額です。

2019年3月期

(百万円)

	連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	53,907	1,009,196	53,907	1,009,194
2%	—	781	—	781
4%	—	—	—	—
10%	—	140,208	—	140,208
20%	204,608	44,208	204,608	44,203
35%	—	107,518	—	107,829
50%	94,638	6,679	94,638	6,515
75%	—	376,553	—	377,278
100%	9,118	1,168,438	9,118	1,148,549
150%	—	1,741	—	1,841
250%	—	29,198	—	28,701
1250%	—	—	—	—
その他	1,004	20,959	1,004	20,139
合計	363,276	2,905,485	363,276	2,885,243

(注) リスク・ウェイトの区分「1250%」の額は、告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額です。

定量的な開示事項

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(百万円)

区 分	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
現金及び自行預金	40,512	40,513	39,486	39,486
金	—	—	—	—
適格債券	—	—	—	—
適格株式	4,249	4,249	4,319	4,319
適格投資信託	—	—	—	—
適格金融資産担保合計	44,762	44,763	43,805	43,805
適格保証	30,237	30,237	27,538	27,538
適格クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	30,237	30,237	27,538	27,538

- (注) 1. 「現金及び自行預金」には、総合口座貸越残高を含んでおります。
2. 証券化エクスポージャーについての信用リスク削減手法は含んでおりません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額はカレントエクスポージャー方式にて計算しております。

2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
グロス再構築コストの額	2,904	2,904	3,328	3,328

3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）

(百万円)

種類及び取引の区分	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	5,266	5,266	9,937	9,937
外国為替関連取引及び金関連取引	4,608	4,608	9,286	9,286
金利関連取引	657	657	651	651
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	5,266	5,266	9,937	9,937

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

4. 2. に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から 3. に掲げる額を差し引いた額

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
差引額	—	—	—	—

5. 担保の種類別の額（信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額）

(百万円)

担保の種類	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
株式	—	—	—	—
自行預金	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(百万円)

種類及び取引の区分	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	5,266	5,266	9,937	9,937
外国為替関連取引及び金関連取引	4,608	4,608	9,286	9,286
金利関連取引	657	657	651	651
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	5,266	5,266	9,937	9,937

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行では、クレジット・デリバティブの取扱はありません。

8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行では、クレジット・デリバティブの取扱はありません。

なお、長期決済期間取引の取扱はありません。

定量的な開示事項

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、オリジネーターとしての証券化取引の取扱はありません。

2. 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(百万円)

種類及び取引の区分	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
住宅ローン債権	672	672	545	545
自動車ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業者向け与信	—	—	—	—
事業用不動産向け与信	—	—	—	—
合 計	672	672	545	545

(注) ファンドの証券化エクスポージャーは含めておりません。

うち再証券化エクスポージャーの場合

(百万円)

種類及び取引の区分	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業者向け与信	—	—	—	—
事業用不動産向け与信	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

定量的な開示事項

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(百万円)

	2018年3月期				2019年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—	—	—
20%	672	5	672	5	545	4	545	4
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	672	5	672	5	545	4	545	4

(注) ファンドの証券化エクスポージャーは含めておりません。

うち再証券化エクスポージャーの場合

(百万円)

	2018年3月期				2019年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—	—	—
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

当行では、該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当行では、該当ありません。

定量的な開示事項

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価

(出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額)

連結

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	141,061		124,665	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	8,643		6,347	
合 計	149,704	149,704	131,013	131,013

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

単体

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	137,193		122,354	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	8,187		18,638	
合 計	145,380	145,380	140,992	140,992

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

(子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額)

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
子会社・子法人等	—	2,455	—	12,872
関連法人等	25	25	25	25
合 計	25	2,480	25	12,897

(注) 1. 子会社株式は、上記の「出資等エクスポージャー」にも計上されております。

2. ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

2. 売却及び償却に伴う損益の額

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
売却損益額	2,052	2,052	5,735	2,840
償却額	22	22	—	2

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結	単体	連結	単体
評価損益の額	89,799	86,269	72,965	70,853

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

連結

(百万円)

保有目的	2018年3月期			2019年3月期		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

単体

(百万円)

保有目的	2018年3月期			2019年3月期		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

連結

(百万円)

項目	2018年3月期	2019年3月期
1. ルック・スルー方式		114,141
2. マンデート方式		—
3. 蓋然性方式(250%)		—
4. 蓋然性方式(400%)		—
5. フォールバック方式		—
合計		114,141

単体

(百万円)

項目	2018年3月期	2019年3月期
1. ルック・スルー方式		114,136
2. マンデート方式		—
3. 蓋然性方式(250%)		—
4. 蓋然性方式(400%)		—
5. フォールバック方式		—
合計		114,136

(注) 本表は告示の改正により2019年3月期から開示しております。

定量的な開示事項

■金利リスクに関する事項

(金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額)

単体 VaR

(百万円)

	2018年3月期
円金利	1,893
ドル金利	2,844
ユーロ金利	361

(算出条件) 信頼水準：99% 保有期間：60日 観測期間：1年

(IRRBB)

連結

(百万円)

IRRBB 1：金利リスク		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,340			
2	下方パラレルシフト	119			
3	スティープ化	3,517			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,340			
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		201,071		

(注) IRRBBは告示の改正により当期末から開示しております。

単体

(百万円)

IRRBB 1：金利リスク		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,340			
2	下方パラレルシフト	119			
3	スティープ化	3,517			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,340			
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		191,900		

■ 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1. 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

（1）「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外役員（社外取締役）を除いております。

（2）「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに「主要な連結子法人等」の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」等を対象従業員等として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

① 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する子法人等はありません。

② 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

高額の報酬等を受ける者とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」（社外役員を除く。）及び「使用人兼務役員の使用人としての報酬等」を、同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、高額の報酬等を受ける者の判断を行っております。

③ 「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者

報酬等に関する開示事項（連結・単体）

が通常行う取引や管理する事項が、当行（グループ）の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。

なお、当行は役員報酬の決定にあたり、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占めるアドバイザリー委員会を設置しております。

アドバイザリー委員会では、算出された報酬の水準を業界平均と比較するなどのチェックを行い、妥当性に関する審議を行うなど取締役会に対して助言・提言を実施しております。取締役会はその決定に際して、アドバイザリー委員会の協議結果を尊重することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議に一任されております。

3. 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2018年4月～2019年3月)
取締役会（当行）	3回
アドバイザリー委員会（当行）	2回

(注) 報酬等の総額については、取締役会及びアドバイザリー委員会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、記載しておりません。

■当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成され、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意思を明確にするため、これらすべての報酬を一定の算式によって毎期の業績（実力コア業務純益（※）、当期純利益）に連動させることを方針としております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とすることを方針としております。

（※）コア業務純益に当行が定める一定項目の金額を加減したものの。

■当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

1. 報酬等の決定におけるリスク勘案方法について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

2018年6月26日開催の第206期定時株主総会で定められた報酬限度額（年額、賞与を含む）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）350百万円、監査等委員である取締役100百万円であります。

また、同定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しております。当行が抛出する金銭の上限は、連続する5事業年度毎に782百万円であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付等が行われる株式数の上限は、連続する5事業年度毎に337,000株であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、すべての報酬を一定の算式によって毎期の業績に連動させております。

（1）基本報酬 指標：実力コア業務純益

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬につきましては、各役員の役位ごとに決定された役位別支給倍率（※1）に実力コア業務純益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。収益と経費の状況が直接的に反映される実力コア業務純益を用いることで、銀行本来の利益を生み出す責任を求める内容となっています。

また、役位別支給倍率は役位の高さに応じて設定されており、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求める方式となっております。

報酬等に関する開示事項（連結・単体）

基本報酬＝役位別支給倍率×実力コア業務純益から算出されるポイント単価

ポイント単価＝実力コア業務純益×2.3%÷役位別ポイント総計（※2）

（※1）役員の役位ごとの高さに応じて設定された支給倍率をいう。

（※2）役位ごとの役位別支給倍率の値を合計したものをいう。

なお、基本報酬につきましては、前事業年度の実力コア業務純益を指標として、今後1年間の支給額を算定しております。当該基本報酬の支給につきましては、支給時期を1か月毎の期間とし、各支給時期において同額を支給しております。

（2）賞与 指標：当期純利益

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与につきましては、基本報酬と同様、各役員の役位ごとに決定された役位別支給倍率に当期純利益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。当期純利益を用いることで単年度の業績に対する責任を求める内容としております。

役員賞与＝役位別支給倍率×当期純利益から算出されるポイント単価

ポイント単価＝当期純利益×1.5%÷役位別ポイント総計

（役位別支給倍率、役位別ポイント総計は基本報酬と同数値であります。）

（3）業績連動型株式報酬 指標：当期純利益

業績連動型株式報酬につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、在任期間中の事業年度毎に当期純利益の水準及び役位に応じた株式交付ポイントが付与され、退任時にポイント累積値に応じ、役員報酬BIP信託を通じて当行株式の交付等が行われます。

単年度の最終利益である当期純利益との連動を累積することにより、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。

株式交付ポイント＝総株式報酬金額（年間）÷基準株価

÷（役位別ポイント総計÷役位別支給倍率）

×（対象期間中の在任月数÷12か月）

総株式報酬金額（年間）＝当期純利益×1.0%

基準株価＝3,330円（2018年4月2日における当行株式の終値（株式併合勘案後））

（役位別支給倍率、役位別ポイント総計は基本報酬、賞与と同数値であります。）

3. 繰り延べ払いの調整方法について

業績連動型株式報酬につきましては、当行株式の交付等を退任時に繰り延べて行うこととしております。

当該業績連動型株式報酬につきましては、当行が拠出する金銭の上限を連続する5事業年度毎に782百万円としております。また、交付等が行われる株式数の上限を連続する5事業年度毎に337,000株としており、過度なリスクテイクをけん制しております。

報酬等に関する開示事項（連結・単体）

■ 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額					
			基本報酬	賞与	株式報酬型 ストックオプション	退職慰労金	基本報酬	賞与	退職慰労金	株式報酬		
対象役員 (除く社外役員)	10	324	40	36	2	—	1	284	160	71	12	40
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 対象役員の報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等を含みます。
 2. 固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬1百万円が含まれております。
 3. 変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延報酬52百万円が含まれております。
 4. 株式報酬は、役員報酬BIP信託制度による報酬であります。当行は、同制度を当事業年度から導入しており、これに伴い役員退職慰労金制度を廃止しております。
 5. 当行は、2018年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上表の対象役員には監査役を含んでおります。また、社外役員には社外監査役を含んでおります。

■ 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。